山形県スキー連盟コンプライアンス相談・連絡

当連盟では、当連盟の役員、職員、および登録会員の法令または諸規則の違反、不正行為、反倫理的な行為やそのおそれのある行為を発見した場合にそれらを速やかに是正または未然防止するために、相談・連絡することができる窓口を設置いたします。

１　相談・連絡の対象

本連盟の役員、職員又は会員が、本連盟の事業に関連して、法律・条例その他の法令又は本連盟の諸規則に違反する行為（コンプライアンス違反行為）を行った又は行おうとしている。

２　ご利用対象者

対象行為によって被害を受けた方やその家族・知人・所属チームのチームメイト・スタッフ等。

※加害者・被害者と直接的な関係が無い場合であっても、「現場を目撃し、記録（撮影等）した」等の確固たる根拠がある場合は利用可能です。「人伝いにうわさ話を聞いた」等の根拠が不確かなものは取り扱うことが出来ません。

３　ご利用方法

相談・連絡を行うにあたって連盟内の通報窓口を利用する。相談・連絡は、手紙・E メール・FAX にて受け付けております。必要な項目を記載した書式がございますので、添付書式をご利用ください。

※コンプライアンス相談・通報はこちらの書式をご利用ください。

Download

ご利用にあたって

- 相談・連絡いただいた内容は、ご本人の承諾を得ない限り、最小限の範囲の関係者のみで共有し、各関係者には秘密保持義務を課します。
- 相談・通報は、連絡先を明らかにしたうえで行っていただきますようお願い致します。なお、フリーメール等による匿名での連絡・通報は受け付けておりません。十分な対応ができない場合や連絡通報者の保護が十分にできない可能性があることはご承知おきください。
- ご連絡・通報されたことを理由にご連絡・通報者やその勤務先に対して不利益な取り扱いを行うことは致しません。ただし、個人への誹謗中傷、またはその他不正の目的で通報された場合は、この限りではありません。
- 当連盟からの回答は、相談・連絡者ご本人に宛てたものです。内容の全部または一

部を転用、二次利用されないようお願い致します。

4　対応できない事項

次の各事項については窓口での対応が出来ませんので、ご留意下さい。

（１）本連盟の事業に関連しない事項

（２）国・地方公共団体、学校等教育機関、企業、関連団体その他本連盟以外の組織・団体

（３）内部の事項

（４）係争中の事項

（５）一般的な意見照会事項

※（公財）全日本スキー連盟（SAJ）に関する事案については、「全日本スキー連盟 通報相談窓口」https://www.ski-japan.or.jp/general/16717/　にお願いします。

5　調査方法及び報告

（１）相談・通報を受けた事項については、山形県スキー連盟コンプライアンス委員会に諮り、必要な事実調査を行います。

（２）事実調査は、コンプライアンス委員会の指示に従い、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行います。

（３）事実調査は、利用者や当該調査に協力したものなどの名誉、信用及びプライバシー等に配慮して行います。

（４）調査結果は、速やかに取りまとめ、遅滞なく理事会に報告します。また、必要に応じて相談・相談者にも報告します。

6　相談・通報窓口

〒990-2477 山形県山形市長苗代６１番地

山形県スキー連盟コンプライアンス委員会

FAX：023-616-7074

E－mail：say-compliance@ski-yamagata.jp